

(表3) 令和4年度立入検査 文書指摘事項

1 資格等に関すること	
②布設工事監督者	水道法第12条第1項の規定に基づき、水道の布設工事を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならないが、職員の指名又は第三者に委嘱されていなかった。(以上、2事業)
2 認可等に関すること	
①認可	<p>水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は、給水人口を増加させようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、現在給水人口が認可給水人口を上回っており、認可給水人口と整合していなかった。</p> <p>水道法第10条の規定により、水道事業者は、水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けることとされているが、一部の施設において、紫外線処理設備を整備し、使用する浄水方法の認可を平成28年度に受けているにもかかわらず、現時点においても紫外線処理設備を整備しない浄水方法で給水している事例が確認された。</p> <p>水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は、浄水方法を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けること(その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない)とされているが、認可上の浄水方法に粉末活性炭処理設備を追加したにもかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けていなかった。</p> <p>水道法第10条の規定により、水道事業者は、水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けることとされているが、貴水道事業では、オゾン接触池及び活性炭吸着池を整備し、使用する浄水方法の認可を平成18年度に受けているにもかかわらず、オゾン接触池及び活性炭吸着池を整備しない浄水方法で給水している事例が確認された。</p>

(表3) 令和4年度立入検査 文書指摘事項

②各種届出	<p>水道法第24条の3第2項の規定により、水道事業者は、水道法第24条の3第1項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならないが、平成21年度以降、水道施設の維持管理の業務委託について、その旨届け出ていなかった。</p>
	<p>水道法第13条第1項の規定により、水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならないが、対象施設を使用して給水を開始していたのにも関わらず、その旨届け出ていなかった。(以上、2事業)</p>
③検査の実施	<p>水道法第13条第1項の規定により、水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行うこととされているが、給水開始前の検査を行っていなかった。(以上、3事業)</p>
3 水道施設管理に関すること	
②施設点検	<p>水道法第22条の2及び水道法施行規則第17条の2第1項第2号の規定により、水道事業者は、水道施設を良好な状態に保つため、水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこととされているが、一部の施設点検において、点検項目が適切に定められていなかった。</p>
	<p>水道法第22条の2及び水道法施行規則第17条の2第1項第2号の規定により、水道事業者は、水道施設を良好な状態に保つため、水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこととされているが、管路の点検を含め点検頻度等を定めた点検マニュアルが不十分であった。</p>

(表3) 令和4年度立入検査 文書指摘事項

	<p>③施設の維持・修繕</p> <p>水道法第22条の2及び水道法施行規則第17条の2第3項の規定により、水道事業者は、コンクリート建造物の損傷、腐食その他の劣化その他の異常があることを把握し、水道法施行規則第17条の2第1項第4号の措置を講じた場合は、その内容を記録し、当該コンクリート建造物を利用している期間保存しなければならないとされているが、コンクリート建造物の修繕記録を保存していなかった。</p> <p>水道法施行規則第17条の2第1項第4号の規定により、施設点検について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、異状に対しては必要な措置を行うこととされているが、定期点検の結果、一部施設において異状に対する評価がなされていなかった。</p> <p>水道法施行規則第17条の2第1項第4号の規定により、施設点検について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、異状に対しては必要な措置を行うこととされているが、貴水道事業では、定期点検の結果、一部の施設において異状ありとされていたものに関して、具体的にどのように対処したのか記述が全くなかった。</p>
<p>4 衛生管理に関すること</p>	
	<p>②汚染防止対策</p> <p>水道法第22条及び水道法施行規則第17条第1項第2号の規定により、水道事業者は、取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプせいには、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じることとされているが、取水施設や浄水場において立入禁止表示の札が未設置である等、一部汚染防止対策が不十分であった。</p>
	<p>④消毒</p> <p>水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第5号ニの規定により、消毒剤を常時安定して供給するために必要な措置が講じられていることとされているが、残留塩素濃度を常時監視できない水道施設があり、意図しない消毒の中断を速やかに把握できない事例が確認された。</p>

(表3) 令和4年度立入検査 文書指摘事項

5 水質検査に関すること	
①定期及び臨時の水質検査	<p>水道法第20条第2項の規定により、水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならないが、規定のとおり保存していなかった。</p>
③水質検査の委託	<p>水道法第20条第3項及び水道法施行規則第15条第8項第6号の規定により、水道事業者は、水質検査機関に定期及び臨時の水質検査を委託する場合、委託先の水質検査の実施状況を水質検査の結果の根拠となる書類又は調査その他の方法により確認することとされているが、水質検査の結果の根拠となる書類等による確認をしていなかった。</p> <p>水道法第20条第3項及び水道法施行規則第15条第8項第1号の規定により、水道事業者は、水質検査機関に定期又は臨時の水質検査を委託する場合、委託契約書に水質検査の結果の根拠となる書類をはじめ必要事項を含めることとされているが、委託契約書に検量線のクロマトグラム並びに濃度計算書といった水質検査の結果の根拠となる書類に関する事項が含まれていなかった。</p>
⑦水質検査計画	<p>水道法施行規則第15条第6項及び第7項の規定により、水道事業者は、水道法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容及び水質検査結果の評価に関する事項をはじめ、必要事項を記載した水質検査計画を策定することとされているが、それらの事項が一部記載されていなかった。</p>
6 水質管理に関すること	
①汚染のおそれの程度に応じた予防対策	<p>水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第8号の規定により、浄水施設には、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられていなければならないが、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある一部の施設において、紫外線処理設備を整備する等の認可を受けたにもかかわらず、当該設備を設けていなかった。</p>

(表3) 令和4年度立入検査 文書指摘事項

8 資産管理に関すること	
①水道施設台帳の作成・保管	水道施設台帳等の整備について、平常時はもとより、緊急時においても、施設の情報把握が求められるため、水道施設の完工図その他の記録について、必要な情報が明示されたものを整備し、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、速やかに修正するなど、常に最新の記録を整備することとされているが、現存する資料間に齟齬があった。
9 住民対応に関すること	
①情報提供	水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の5の規定により、水道事業者は、水道の需要者に対し、水質検査計画を、毎事業年度の開始前に情報提供しなければならないこととされているが、水質検査計画を事業年度の開始後の6月に情報を提供していた。